

生活保護法

(及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等
及び特定配偶者の自立の支援に関する法律)

指定介護機関の手引き

令和7年4月

甲府市 福祉部 生活福祉課
〒400-8585 甲府市丸の内1-18-1
電話 055-237-5604 (直)

目 次

第1	生活保護制度のあらまし	2
1	生活保護法の目的	2
2	保護の種類と方法	2
3	保護を決定し実施する機関	2
4	生活保護法による介護扶助	2
5	介護保険制度との違い	3
6	他の制度・他の法律の活用	3
第2	中国残留邦人等支援法による支援給付	3
第3	介護機関の指定に関する手続き	3
1	指定の申請	3
2	指定の要件	5
3	指定の取消要件	5
第4	指定介護機関の義務	6
1	介護担当義務	6
2	指導等に従う義務	6
3	届出の義務	6
第5	要保護者の介護サービス利用に関する手続き	6
1	介護扶助の内容	6
2	介護扶助の申請から決定までの流れ	7
3	ケアプランの作成	7
4	介護扶助の決定及び介護券の発行	8
5	本人支払額	8
6	介護報酬の請求	9

《巻末資料》

【参考1】 指定介護機関介護担当規程

【参考2】 生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬

第1 生活保護制度のあらまし

1 生活保護法の目的

生活保護法（以下「法」という。）は、憲法第25条によって保障された生存権「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」を具体化する制度として昭和25年に制定され、国が、生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。（法第1条）

2 保護の種類と方法

保護の種類は、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業及び葬祭の8種の扶助に分けられ、それぞれの扶助は、最低生活を充足するに必要とされる限度において、単給又は併給として行われます。

また、保護の方法は金銭給付を原則としていますが、医療扶助及び介護扶助は、給付の性質上、現物給付を原則としています。（法第34条及び同条の2）

表1：保護の種類と方法

種類	内容	方法
生活扶助	衣食その他日常生活の需要を満たすための扶助	金銭給付
教育扶助	児童が義務教育を受けるときの扶助	金銭給付
住宅扶助	家賃・間代・地代・補修費その他住宅の維持費を支払う必要があるときの扶助	金銭給付
医療扶助	けがや病気で医療を必要とするときの扶助	現物給付
介護扶助	介護サービスを受けるときの扶助	現物給付
出産扶助	出産をするときの扶助	金銭給付
生業扶助	生業に必要な資金、器具や資料を購入する費用、技能を修得するための費用、就労のための費用を必要とするときの扶助	金銭給付
葬祭扶助	葬祭を行うときの扶助	金銭給付

3 保護を決定し実施する機関

保護は、都道府県知事、市長及び福祉事務所を設置する町村の長が保護の実施機関として、その所管区域内に居住地又は現在地を有する要保護者に対して保護を決定し、実施する義務を負っています。（法第19条）

※要保護者：現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者（法第6条第2項）

4 生活保護法による介護扶助

介護扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、介護保

険の給付対象と同範囲のものを原則現物給付によって行います。

65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者は、介護保険の被保険者となります。この場合、補足性の原則により介護保険給付が優先し、自己負担部分（食事の標準負担を含む。）を介護扶助として公費で負担します。また、40歳以上65歳未満の医療保険未加入者は、介護保険の被保険者でないため、介護サービスの費用全額を介護扶助として公費で負担します。

※生活保護受給者は国民健康保険の適用除外となるため、大多数が医療保険未加入者です。

5 介護保険制度との違い

生活保護制度は、全額が国民の税負担により支えられていることから、介護保険制度と比較して、次のような違いがあります。

- 介護扶助の必要性については、「要介護認定結果」及び「介護サービス計画」に基づいて福祉事務所が判断する。
- 福祉事務所が「指定介護機関」に介護サービスを依頼する。
- 要保護者は、福祉事務所が発行する「介護券」により介護サービスを受ける。

6 他の制度・他の法律の活用

年金制度や障害者支援施策など活用すべき他の制度があれば、生活保護制度に優先して活用する。

第2 中国残留邦人等支援法による支援給付

中国残留邦人等が置かれている特別な状況に鑑み、日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするために「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年4月6日法律第13号、以下「中国残留邦人等支援法」という。）」により、永住帰国援護や中国残留邦人等に対する支援給付等が行われています。

支援給付のうち、医療については医療支援給付として、介護については介護支援給付として給付されることとなっていますが、この取扱いについては、基本的に生活保護法による医療扶助、介護扶助に準じた取扱いをすることとなっています。

第3 介護機関の指定に関する手続き

1 指定の申請

甲府市内に所在する介護機関が指定介護機関として指定を受けるには、以下の手続きが必要です。生活保護法では、指定医療機関の指定と指定介護機関の指定が別手続きとなっているため、医療機関（歯科を含む。）、薬局及び訪問看護ステーションは、それぞれの指定申請が必要です。

なお、平成26年7月1日以降に新たに介護保険の指定を受けた事業所は、同時に指定介護機関の指定を受けたものとみなされますので、申請は不要です。

< 提出書類 >

- ① 生活保護法指定介護機関指定申請書
- ② 生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第49条の2第2項第2号から第9号までに該当しない旨の誓約書
- ③ 添付書類：介護保険法による指定通知書の写し

また、届出事項に変更があった場合、健康保険法の取り扱いに準じて、新規申請以外は、その事由が生じた10日以内（更新の場合は更新期限が切れる前日まで）に関係書類を提出してください。

また、いったん指定を受けた介護機関でも、開設者変更等にともない事業所番号や医療機関コードが変わる場合には、廃止の手続きをとり、あらためて指定申請をする必要があります。**※表2：届出等を要する事項参照**

なお、生活保護法の改正により、平成26年7月1日以降に新たに介護保険法により指定・許可を受けた事業所・施設は、指定申請しなくても、生活保護法指定介護機関の指定を受けたものとみなされます。この指定を受けない場合は、「指定を不要とする申出書」を提出してください。

※介護機関を指定したときは、申請者に指定通知書を交付し、甲府市ホームページに掲載します。

表2：届出等を要する事項

届出等を要する事項		指定申請書	変更届	廃止届	休止届	再開届	辞退届	処分届	別段の申出書
新規申請	初めて指定介護機関の指定を受けるとき ※誓約書を添付 ※介護保険法による指定通知書の写しを添付 ※平成26年7月1日以降に介護保険法に基づく指定・許可を受けている場合は、指定介護機関の指定を受けたものとみなされ手続き不要ですが、指定を不要とする場合は、別段の申出書を提出してください。	○							
既に指定を受けている場合	介護機関の名称を変更したとき 移転したとき 住居表示変更・地番整理により所在地が変更となったとき 開設者に関する変更 ①氏名（法人の名称）の変更 ②住所（法人の主たる事務所の所在地）の変更 管理者に関する変更 ①氏名の変更 ②住所の変更 ③管理者の交代		○						
	開設者変更等にともない事業所番号や医療機関コードが変更となったとき	○		○					
	業務の全部又は一部を廃止したとき			○					

業務を休止したとき					○			
業務を休止した介護機関が再開したとき						○		
生活保護法等による指定のみ辞退するとき (業務は継続) ※任意に辞退ができますが、30日以上の予告期間が必要							○	
介護機関が他法による処分を受けたとき								○
平成26年7月1日以降に介護保険法に基づく指定・許可を受けた介護機関が生活保護法による指定介護機関の指定を不要とする場合								○

2 指定の要件 (法第54条の2第4項において準用する同法第49条の2第2項各号)

- (1) 介護保険法による指定介護機関の指定 (※介護保険法による「みなし指定」は申請不要) を受けていること

※介護保険法による「みなし指定」

介護保険法では、保険医療機関として指定されている医療機関については、特段の申し出がない限り、介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者として、8つ (訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・通所リハビリテーション及びこれらの介護予防系の4サービス) のサービス提供については自動的に「みなし指定」されることとなっています。

- (2) 開設者や管理者が次の欠格事由に該当しないこと。
- ア 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 生活保護法及び国民の保健医療若しくは福祉に関する法律の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 指定医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者
 - エ 指定の取消し処分に係る通知があった日から当該処分をする日までの間、又は検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に、指定の辞退の申し出をした者で、当該申し出の日から起算して5年を経過しない者

3 指定の取消要件 (法第54条の2第4項において準用する同法第51条第2項各号)

次の要件に該当するとき、指定権者はその指定を取り消し、又は期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止することがあります。

- ア 「2 指定の要件 (2)」の開設者や管理者が欠格事由に該当するとき
- イ 介護報酬の請求に不正があったとき
- ウ 都道府県知事等より資料の提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき
- エ 不正の手段により指定を受けたとき
- オ 被保護者の介護に関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき

第4 指定介護機関の義務

生活保護法及び中国残留邦人等支援法により指定された介護機関は、次の事項を遵守してください。

1 介護担当義務

- (1) 懇切丁寧に要保護者の介護を担当すること。(法第54条の2第4項において準用する同法第50条第1項)
- (2) 「指定介護機関介護担当規程」(10頁参照)の規定に従うこと。
- (3) 介護方針及び介護の報酬は、介護保険の例による。これによらない場合は、「法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬」(11頁参照)の定めによる。

2 指導等に従う義務

- (1) 被保護者の介護について厚生労働大臣又は山梨県知事及び甲府市長の行う指導に従うこと。(法第54条の2第4項において準用する同法第50条第2項)
- (2) 介護の内容及び介護報酬請求の適否に関する厚生労働大臣又は山梨県知事及び甲府市長の報告命令に従うこと。(法第54条の2第4項において準用する同法第54条第1項)
- (3) 厚生労働大臣又は山梨県知事及び甲府市長が当該職員に行わせる立入検査を受けること。(法第54条の2第4項において準用する同法第54条第2項)

3 届出の義務

指定介護機関は、表2：届出等を要する事項のような事由が生じた場合には、関係書類を速やかに(10日以内)提出してください。(法第50条の2、施行規則第10、14、15条)

第5 要保護者の介護サービス利用に関する手続き

1 介護扶助の内容

介護扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することはできない者に対して、次の①～⑨の範囲内において行います。(法第15条の2)

介護支援給付も同様です。以下、介護支援給付の場合は、要保護者を要支援者、介護扶助を介護支援給付、生活扶助を生活支援給付と読み替えてください。

- ① 居宅介護 (居宅介護支援計画に基づくものに限る。) 居宅介護支援計画、居宅サービス及び地域密着型サービスが該当
- ② 福祉用具購入 (特定福祉用具販売に該当)
- ③ 住宅改修 (居宅介護住宅改修費の住宅改修の種類と同一)
- ④ 施設介護 (施設サービスに該当)
- ⑤ 介護予防 (介護予防支援計画に基づくものに限る。) 介護予防支援計画、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスが該当
- ⑥ 介護予防福祉用具 (特定介護予防福祉用具販売に該当)
- ⑦ 介護予防住宅改修 (介護予防住宅改修費の住宅改修の種類と同一)
- ⑧ 介護予防・日常生活支援 (介護予防支援計画又は介護予防ケアマネジメントに相当する援助に基づくものに限る。)

- ⑨ 移送費（介護サービスの利用等にともない必要になる最小限度の交通費又は送迎費）
 ※ ⑧⑨を除き、介護保険の給付対象を介護扶助の対象としています。

2 介護扶助の申請から決定までの流れ

要保護者から介護扶助の申請を受けた福祉事務所長は、居宅介護（介護予防）支援計画等（以下「ケアプラン」という。）の内容検討や、他の法律や施策の適用等について確認し、さらに要保護者の生活状況などを総合的に判断して、介護扶助の決定をします。福祉事務所長が介護扶助を決定するまでの流れは、図1のとおりです

図1：要保護者の介護サービス利用に係る事務処理の流れ（介護扶助の申請から決定まで）



※ 介護予防・日常生活支援事業を利用する場合は、要介護認定は行わない。

※ 同意書：事業者への被保険者情報の提供及び福祉事務所へのサービス利用票等の交付に係る同意書

3 ケアプランの作成

介護保険の一般の被保険者と同じ手順で作成しますが、次の点に留意してください。

- ① 介護保険の区分支給限度額の範囲内の計画としてください。区分支給限度額を超える介

護サービスについては、介護扶助の対象にならず全額自己負担となるので、利用できません。

- ② サービス提供事業者は、生活保護法指定介護機関から選定してください。ただし、「急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合」には、指定介護機関以外の事業者の利用も認められますが、国民健康保険団体連合会を通じた支払いができません。要保護者が指定介護機関の指定を受けていない事業者のサービスを希望したときは、福祉事務所に相談してください。
- ③ 被保険者以外の者が障害者自立支援法の介護給付を受ける場合は、介護保険区分支給限度基準額との調整が必要です。被保険者の場合は、介護保険及び介護扶助が障害者支援施策に優先しますが、要保護者が被保険者以外の場合は、障害者支援施策が優先します。
- ④ 福祉事務所に指定する方法によりケアプランを提出してください。介護報酬の請求で必要となる介護券は、提出を受けたケアプラン（サービス利用票及びサービス利用票別表）をもとに交付します。なお、居宅療養管理指導はケアプランに記載されないことから、要保護者が利用する場合は、あわせて福祉事務所に情報提供をお願いします。

4 介護扶助の決定及び介護券の発行

福祉事務所は、要介護認定結果及びケアプランに基づき、介護サービスを利用した場合の自己負担額（低所得者に適用される高額介護サービス費を除いた額が上限）で保護の要否判定を行います。どの指定介護機関を何回利用するかなど介護扶助の程度を決定した後、介護券（介護扶助の対象であること及び本人支払額を証する書類）を発行します。

※ 福祉用具購入、住宅改修、金銭給付する介護予防・日常生活支援及び移送については、介護券を交付しません。

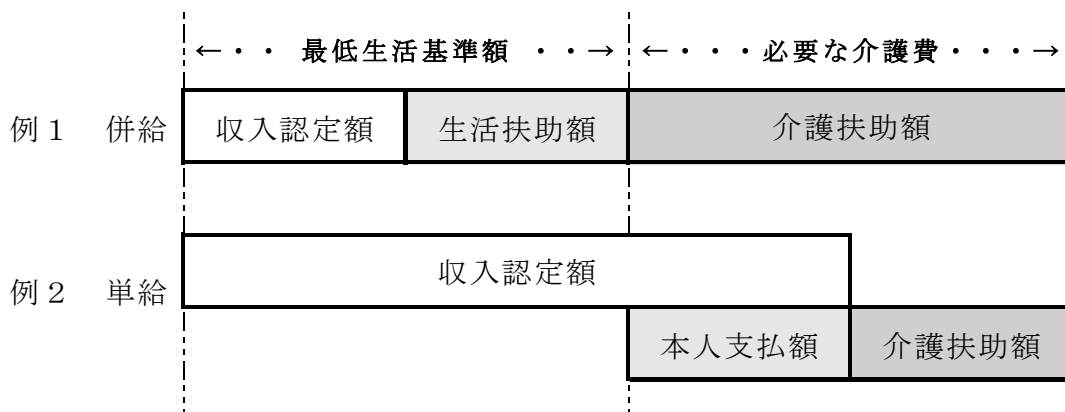
5 本人支払額

(1) 本人支払額の決定

福祉事務所では、介護扶助を決定する際に介護扶助の対象費用について、要保護者が負担できる収入があると認定した場合は、その負担できる額を「本人支払額」として介護券に記載します。本人支払額決定の考え方は、**図2**のとおりです。

指定介護機関は、交付された介護券に本人支払額が記載されている場合は、その額を当該要保護者に請求してください。

図2：介護扶助額及び本人支払額の決定



(2) 本人支払額の上限額

① 介護保険の被保険者である場合

本人支払額は一人あたり 15,000 円/月が上限額です。この額は、要保護者に高額介護サービス費を支給する場合の負担上限額です。要保護者の高額介護サービス費は一般の被保険者と異なり、国民健康保険団体連合会が介護報酬の支払いをする際に、この上限額を超える自己負担相当分を指定介護機関に支払います（現物給付）。

※介護保険施設入所者（又は短期入所者）の場合は、これに介護扶助の対象になる食費及び居住費（滞在費）の利用者負担額が加わります。

② 介護保険の被保険者以外の者である場合

介護費の全額が上限額となります。

③ 公費負担医療費等の対象となるサービスがある場合

A又はIの上限額とその公費負担医療等の負担部分を除いた自己負担額のうちのいずれか低い額が上限額となります。

(3) 施設入所者の本人支払額の充当順位

施設入所者で本人支払額がある場合、本人負担額は次の順位で充当します。

①施設介護費 > ②食費 > ③居住費

6 介護報酬の請求

福祉事務所から交付された「介護券」に基づき、介護給付費明細書を使用して、山梨県国民健康保険団体連合会あてに請求してください、その際、被保険者については公費併用、被保険者以外の者については公費単独として請求してください。介護券は、ケアプランに基づき福祉事務所から交付されます。介護給付費明細書の記入要領は、介護保険に準じますが、特に次のことに留意してください。

○被保険者番号

被保険者以外の者の場合、介護券の「被保険者番号」欄のHから始まる10桁の番号を記入してください。

○本人支払額

介護券に本人支払額の記載がある場合は、記載された金額を上限として直接要保護者から徴収してください。本人が直接窓口で支払う額ですから、公費の請求に含めないでください。

○介護報酬請求権の消滅時効

介護保険給付部分については、介護保険法第200条第1項の規定により2年ですが、指定介護機関の介護扶助に係る介護報酬については、当該債権が指定介護機関の地方公共団体に対する金銭債権であることから、地方自治法第236条第1項の規定により5年となります。なお、サービスを提供した日の属する月の翌々月の1日が、消滅時効の起算日となります。

【参考 1】

指定介護機関介護担当規程

(平成 12 年 3 月 31 日 厚生省告示第 191 号)

(指定介護機関の義務)

第 1 条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という。）の介護を担当しなければならない。

(提供義務)

第 2 条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

(介護券)

第 3 条 指定介護機関は、要介護者に対して介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

(援助)

第 4 条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めるときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

(証明書等の交付)

第 5 条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(介護記録)

第 6 条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第 7 条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(通知)

第 8 条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 二 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

【参考 2】

生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定による 介護の方針及び介護の報酬

(平成 12 年 4 月 19 日 厚生省告示第 214 号)

(改正 平成 24 年 厚生労働省告示第 181 号)

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号)第 127 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第 145 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 2 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)第 136 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 3 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 39 号)第 9 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 4 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 40 号)第 11 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 5 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 41 号)第 12 条第 3 項第 3 号に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供は、行わない。
- 6 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 35 号)第 135 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第 190 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 7 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 51 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者に対しては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額又は同項第 2 号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- 8 介護保険法第 51 条の 3 第 5 項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあつては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額又は同項第 2 号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。
- 9 介護保険法第 61 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者に対しては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額又は同項第 2 号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。
- 10 介護保険法第 61 条の 3 第 5 項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合にあつては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額又は同項第 2 号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。